

<p>件 名</p>	<p>ユネスコ「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」の堺市開設に向けた要請について</p>
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>経過 平成 12 年 ユネスコ公式行事として「世界民族芸能祭」を開催した。以降、民族芸能など無形文化遺産の保護の重要性と文化を通じた平和への貢献を訴えたこの行事を契機として、その成果や内外のネットワークを継承するため、無形文化遺産に関するシンポジウムや講演会などを実施するとともに、有識者の助言をいただきながら継続的に調査研究してきた。 平成 17 年以降 関西を代表する政令指定都市・堺にふさわしい自治体レベルの国際協力・貢献を進めていくことによって、国際的な文化交流を推進するという目的で、ユネスコの無形文化遺産保護に資する機関の本市での開設を調査検討してきた。 平成 21 年 10 月 第 35 回ユネスコ総会において日本国政府が提案した「国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター」(以下、「センター」)の設置が承認された。 平成 22 年 8 月 *センターの設置主体である独立行政法人国立文化財機構の理事に対して、堺市での開設意向を伝えた。 *センターの日本国設立に関する日本国政府とユネスコとの協定が締結された。</p> <p>「アジア太平洋無形文化遺産研究センター」の概要 【設置目的】 アジア太平洋地域における無形文化遺産を保護するためのさまざまな調査研究を行う。 日本、中国、韓国の 3 カ国で役割を分担 日本：調査研究 / 中国：人材育成 / 韓国：情報ネットワーク 【開設時期】 平成 23 年 10 月 (予定) 【名称】 国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター 【事業主体】 独立行政法人国立文化財機構 (以下「機構」) 【事業内容】 わが国及びアジア太平洋における無形文化遺産保護のネットワークの構築 無形文化遺産保護の研究活動及び途上国への技術的支援 産官学民が連携した各種セミナー及びワークショップの開催 域内諸国の若手研究者の調査研究活動の支援 中国・韓国をはじめとする無形文化遺産保護のための同種のセンターとの連携</p>

	<p>課題 開設に向けた、基本的な条件を機構と合意し、堺市での開設を確定すること</p>
<p>対応方針 今後の取組 (案)</p>	<p>誘致の意義 地方自治体としての積極的な国際貢献、国際協力 歴史的につながりの深いアジアとの文化交流 市民が多彩な文化に触れ、交流ができる機会と場の提供 堺の歴史文化資源を活かしたまちづくりの世界への発信</p> <p>取り組み センターの堺市での開設を要請する文書を本日(10月12日)付けて機構に提出する。 【要請内容】 本市にセンターを開設し事業を実施する場合、堺市博物館内に事務所施設や備品を準備し、無償貸与を表明 本市がセンターとともに無形遺産の保護・継承や国際的な文化交流を推進する事業が実施できるように機構の協力を要請 【堺市で開設する場合、センターと協力して実施する事業】 無形文化遺産に関する国際会議、公演、企画展示などの開催 市民、学校園を対象としたワークショップ、異文化交流、国際理解事業 大阪府、大学関係機関などとの連携強化によるアジアとの文化交流 産業界との連携強化による無形文化遺産の情報発信やソフト開発など</p> <p>今後の取組目標 できるだけ早急に基本合意書締結 平成23年3～4月、協定書締結 平成23年10月、センター開設</p>
<p>効果の想定</p>	<p>本市にセンターが開設され、無形文化遺産保護の国際的な調査研究が展開されることは、国際機関の誘致、日本政府と連携した地方自治体としての国際協力・貢献の積極的推進、歴史的につながりの深いアジアとの交流の推進といった本市の政策実現に寄与するものである。 さらに、その研究成果を活用して、市民が多彩な文化交流ができる機会と場の提供によって異文化交流や国際理解が推進されること、本市の歴史文化資源を活かしたまちづくりを国内外に発信することによる交流人口の増加などに資するものである。</p>
<p>関係局との 政策連携</p>	<p>産業振興局、教育委員会事務局</p>